■　「VBA 法人税確定申告書」で前期の赤字決算から当期に黒字決算となる法人のデータ入力について

この計算例は、前期は赤字決算で当期に黒字決算となる設立３期目の法人の納税充当金の計算についての「VBA 法人税確定申告書」システムでのデータ入力になります。（東京 23 区以外の計算）

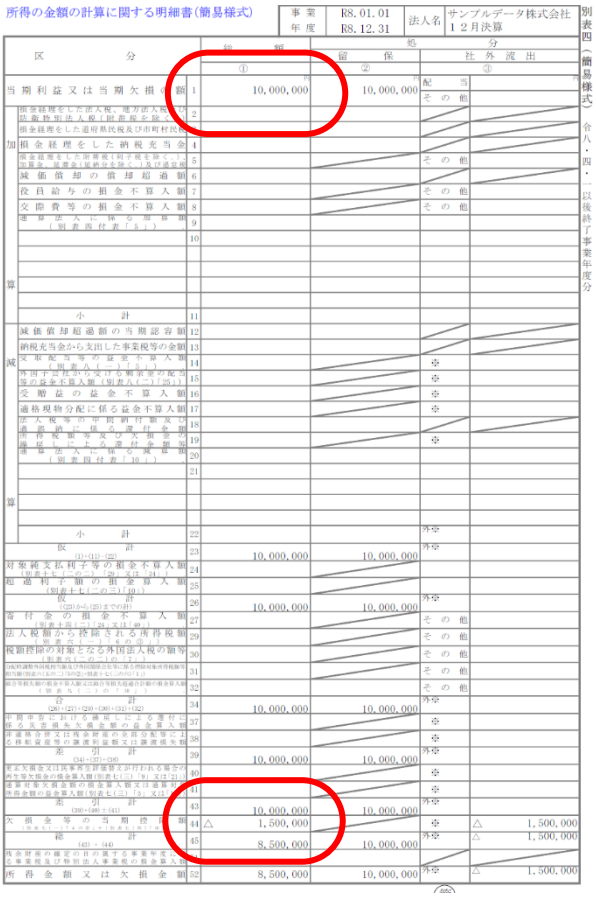

■　黒字決算法人の確定申告書を当期の納税充当金の計算前に表示します。

別表 4　所得の金額に関する明細書

所得金額の「当期利益」1 欄は、損益計算書の税引前「当期純利益」から 10,000,000 円となっています。
次に 44 欄で前期からの「欠損金の当期控除額」である 1,500,000 円を控除して、最後に 52 欄の「所得金額」は 8,500,000 円になります。

別表 5(1)　利益積立金額及び資本金等の計算に関する明細書

前期の繰越損益金と納税充当金を減算します。
貸借対照表の「繰越利益剰余金」から当期の「繰越損益金」は 8,365,900 円となっています。

別表 5(2)　租税公課の納付状況に関する明細書

前期に納税充当金として経理した法人都道府県民税の 20,000 円と法人市町村民税の 50,000 円を充当金の取りしとして減算します。
当期の法人税・地方法人税と法人都道府県民税および法人市町村民税の発生税額が表示されます。

別表 5(2)の 31 欄「損金経理した納税充当金」はまだ入力できません。

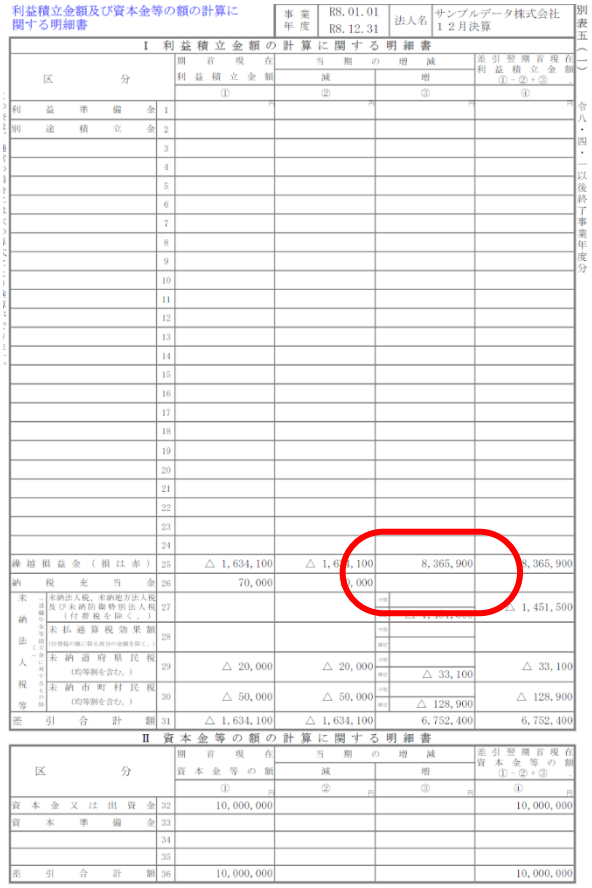

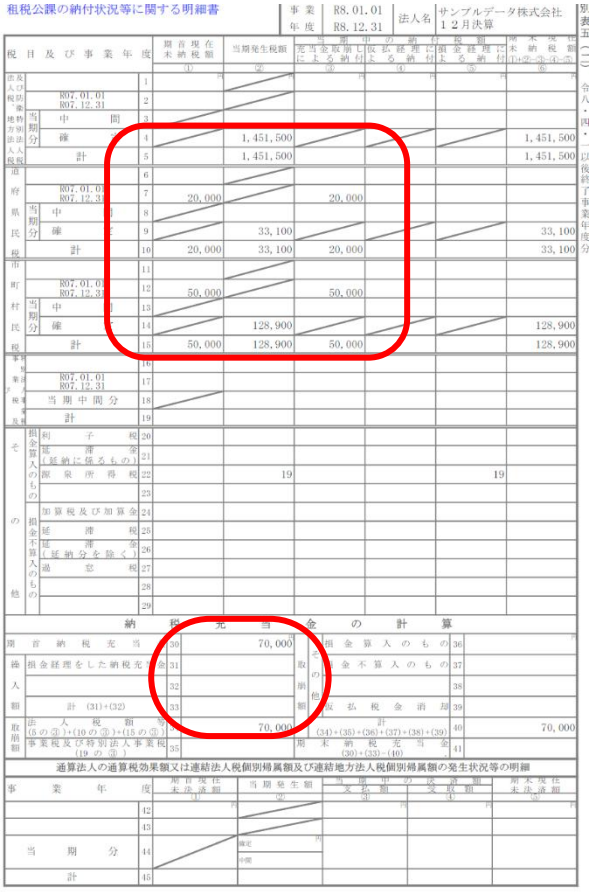

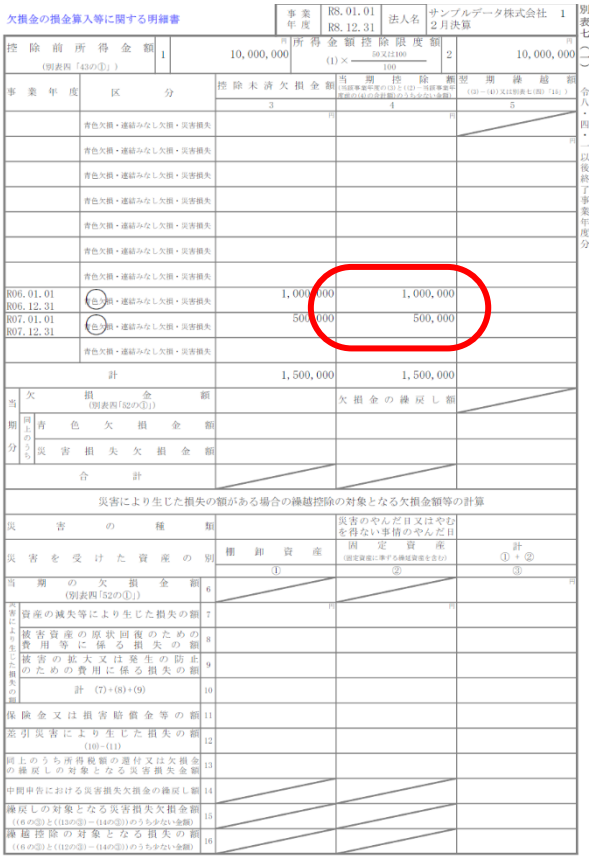

欠損金の損金算入等に関する明細書

事業年度	R8.01.01 R8.12.31	法人名	サンプルデータ株式会社 2月決算	別表七(二) 令八・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額 (別表四「43の①」)	1	10,000,000 円	所得金額控除限度額 (1)× 50又は100 / 100	2	10,000,000 円

事業年度	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)−当該事業年度前の(4)の合計額のうち少ない金額) 4	翌期繰越額 ((2)−(4)又は別表七(四)「14」) 5
	青色欠損・連続みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連続みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連続みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連続みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連続みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連続みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連続みなし欠損・災害損失			
R06.01.01 R06.12.31	青色欠損・連続みなし欠損・災害損失	1,000,000	1,000,000	
R07.01.01 R07.12.31	青色欠損・連続みなし欠損・災害損失	500,000	500,000	
	青色欠損・連続みなし欠損・災害損失			
計		1,500,000	1,500,000	

当期分			
欠損金額 (別表四「52の①」)		欠損金の繰戻し額	
控除のうち	青色欠損金額		
	災害損失欠損金額		
合計			

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算

災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日		
災害を受けた資産の別	棚卸資産 ①	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む) ②	計 ①＋② ③
当期の欠損金額 (別表四「52の①」) 6			
資産の減失等により生じた損失の額 7			
被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額 8			
被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額 9			
計 (7)+(8)+(9) 10			
保険金又は損害賠償金等の額 11			
差引災害により生じた損失の額 (10)−(11) 12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額 13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額 14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 ((6の②)と((13の②)−(14の②))のうち少ない金額) 15			
繰越控除の対象となる損失の額 ((6の②)と((12の②)−(14の②))のうち少ない金額) 16			

別表 7(1)　欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

前々期の損失金額　1,000,000 円
前期の損失金額　　500,000 円　を
当期の「所得金額」から控除できます。

○　別表 1・別表 1 次葉　法人税の申告書

法人税　　1,316,000 円
地方法人税　　135,500 円

○　第 6 号様式　法人事業税と道府県民税の申告書

法人事業税　　387,000 円
特別法人事業税　　143,100 円
法人都道府県民税　　13,100 円（所得割）
法人都道府県民税　　20,000 円（均等割）

○　第 20 号様式　法人市県民税の申告書

法人市町村民税　　78,900 円（所得割）
法人市町村民税　　50,000 円（均等割）

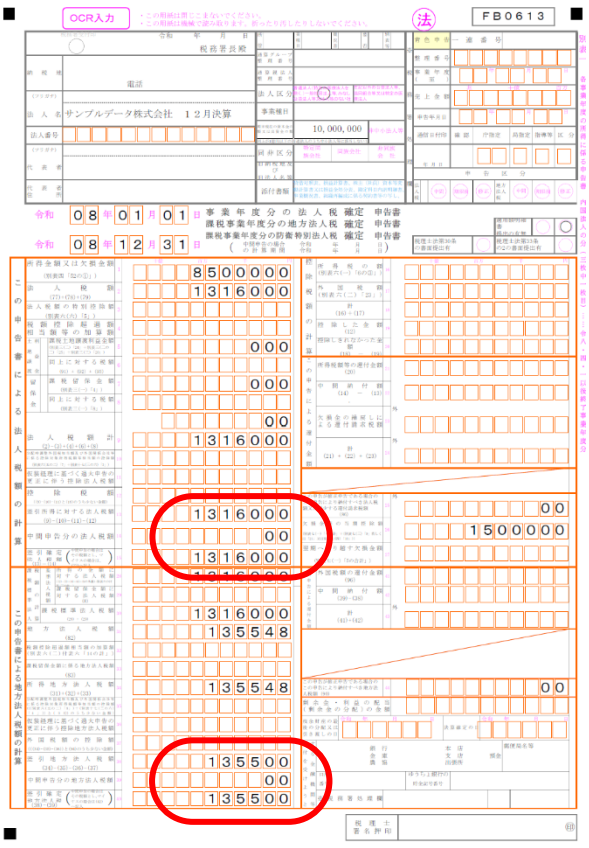

OCR入力　FB0613　法

令和 08 年 01 月 01 日 事業年度分の法人税確定申告書
令和 08 年 12 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税確定申告書
課税事業年度分の防衛特別法人税確定申告書

法人名 サンプルデータ株式会社　12月決算
事務所 10,000,000

所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	8500000
法人税額 (71)+(73)+(78)	1316000
法人税額の特別控除額 (別表六(五)「5」)	
税額控除超過額相当額等の加算額	000
同上に対する地方税	
課税留保金額 (別表三(一)「1」)	000
同上に対する地方税	
差引所得に対する法人税額	00
法人税額計 (81)−(82)+(84)+(86)	1316000
税額控除に関する過年度の事業年度等の控除法人税額	
控除税額 (90)−(91)−(92)−(93)−(94)−(95)	1316000
差引所得に対する法人税額	00
中間申告分の法人税額	00
差引納付法人税額 (96)−(97)	1316000
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	
同上 (別表三(二の二)「26」)	
課税標準法人税額 (82)	1316000
地方法人税 (82)	135548
所得地方法人税額 (101)+(102)+(103)	135548
税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「16の計」)	
税額控除金額に係る地方法人税額 (82)	
所得地方法人税額 (101)+(102)+(103)	
税額控除に係る過年度事業年度等の控除地方法人税額	
外国税額の控除額 (104)−(105)−(106)−(107)	
差引地方法人税額 (108)−(109)−(110)−(111)	135500
中間申告分の地方法人税額	00
差引納付地方法人税額 (112)−(113)	135500

所得税の還付金額 (別表六(一)「6の計」)	
外国税額 (別表六(二)「22」)	
計 (161)+(167)	
控除しきれなかった金額 (122)	
翌期に支払わなければならない金額 (124)−(122)	
所得税額等の還付金額 (20)	
中間納付額 (14)−(121)	
欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (40)	
計 (21)+(22)+(24)	
差引所得に対する法人税額 (96)	
中間納付額 (26)−(28)	
計 (41)+(42)	
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額	
納付	還付
銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
税理士 署名押印	

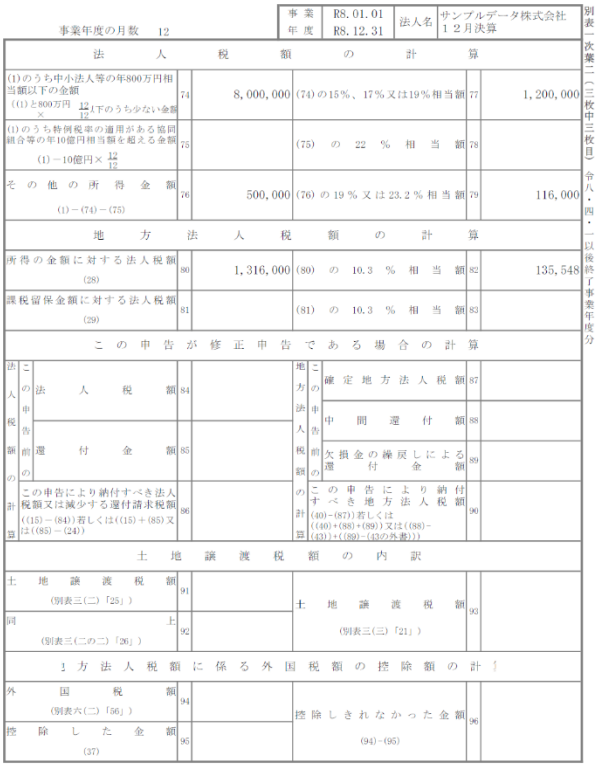

事業年度の月数　12

事業年度	R8.01.01 R8.12.31	法人名	サンプルデータ株式会社 12月決算	別表一次葉二(三枚中三枚目) 令八・四・一以後終了事業年度分

法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円×12/12以下のうち少ない金額)	74	8,000,000	(74)の15%、17%又は19%相当額	77	1,200,000
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)−10億円×12/12	75		(75)の22%相当額	78	
その他の所得金額 (1)−(74)−(75)	76	500,000	(76)の19%又は23.2%相当額	79	116,000

地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (28)	80	1,316,000	(80)の10.3%相当額	82	135,548
課税留保金額に対する法人税額 (29)	81		(81)の10.3%相当額	83	

この申告が修正申告である場合の計算					
法人税額の計算 この申告前の法人税額	84		地方法人税額の計算 この申告前の確定地方法人税額	87	
			中間還付額	88	
還付金額	85		欠損金の繰戻しによる還付金額	89	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)−(84))若しくは((15)+(85)又は((85)−(24))	86		この申告により納付すべき地方法人税額 ((40)−(87))若しくは((40)+(88)+(89))又は((88)−((43)+((89)−(43の外書)))	90	

土地譲渡税額の内訳					
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	91		土地譲渡税額 (別表三(三)「21」)	93	
同上 (別表三(二の二)「26」)	92				

1方法人税額に係る外国税額の控除額の計					
外国税額 (別表六(二)「56」)	94		控除しきれなかった金額 (94)−(95)	96	
控除した金額 (37)	95				

※　防衛特別法人税の計算はしていません。

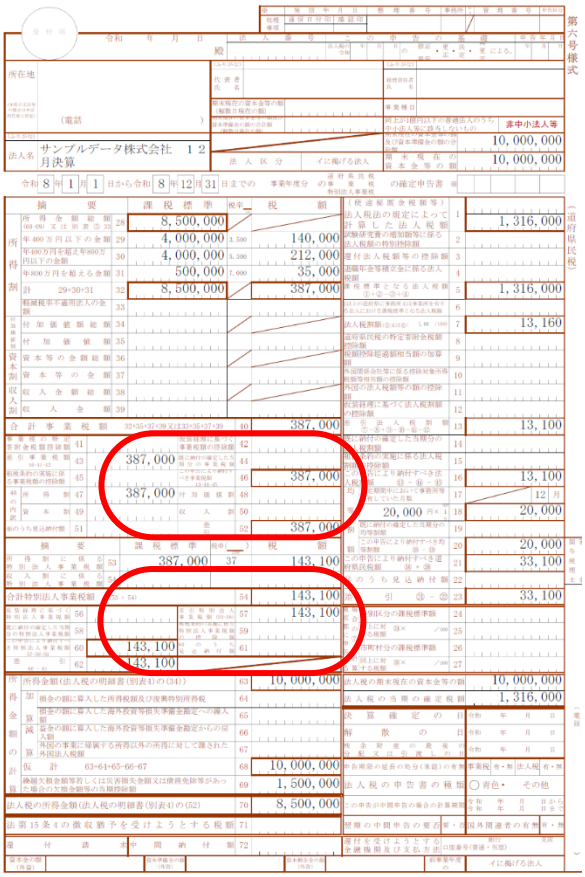

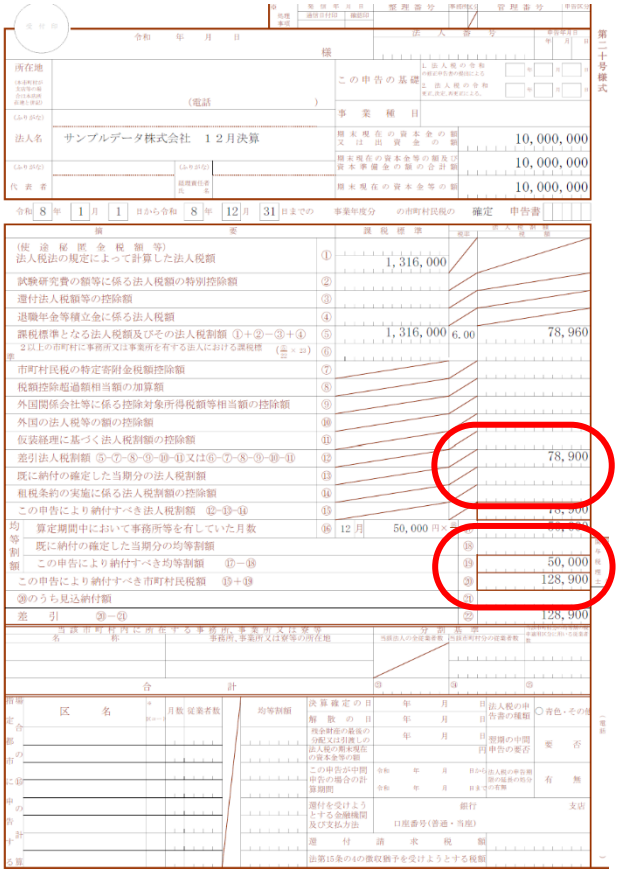

納付税額計算表（確定申告）

事業年度の月数　12

事業年度	R8.01.01 R8.12.31	法人名	サンプルデータ株式会社 １２月決算

		申告税額	中間納付税額	納付税額	中間納付見込額
法人税	法人税額	1,316,000		1,316,000	
	所得税額等の還付金額				
	法人税額	1,316,000		1,316,000	658,000
地方法人税額		135,500		135,500	67,700
防衛特別法人税額					
小計		1,451,500		1,451,500	725,700
法人事業税・都道府県民税	事業税額	387,000		387,000	193,500
	特別法人事業税額	143,100		143,100	71,500
	都道府県民税・法人税割額	13,100		13,100	6,500
	都道府県民税・均等割額	20,000		20,000	10,000
	小計	563,200		563,200	281,500
法人市町村民税	市町村民税・法人税割額	78,900		78,900	39,400
	市町村民税・均等割額	50,000		50,000	25,000
	小計	128,900		128,900	64,400
納付税額計		2,143,600		2,143,600	1,071,600
消費税額					
納付税額合計		2,143,600		2,143,600	1,071,600

■　納付税額計算表から納税充当金を確認します。

○　納付税額計算表

納付状況計算書から法人税・地方法人税、法人事業税・特別法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税の合計金額で未払法人税等（納税充当金）を確認します。

法人税等申告税額－中間納付税額＝未払法人税等

2,143,600 円　－　0 円　＝　2,143,600 円

■　納税充当金の仕訳入力により損益計算書と貸借対照表を再計算します。

納税充当金の仕訳入力で損益計算書と貸借対照表を完成させて税引後の当期純利益と繰越利益剰余金を確定します。

納税充当金の振替仕訳　　法人税、住民税及び事業税 2,143,600 円 ／ 未払法人税等 2,143,600 円

損益計算書の税引後当期純利益　10,000,000 円 － 2,143,600 円 ＝ 7,856,400 円

貸借対照表の繰越利益剰余金　　8,365,900 円 － 2,143,600 円 ＝ 6,222,300 円

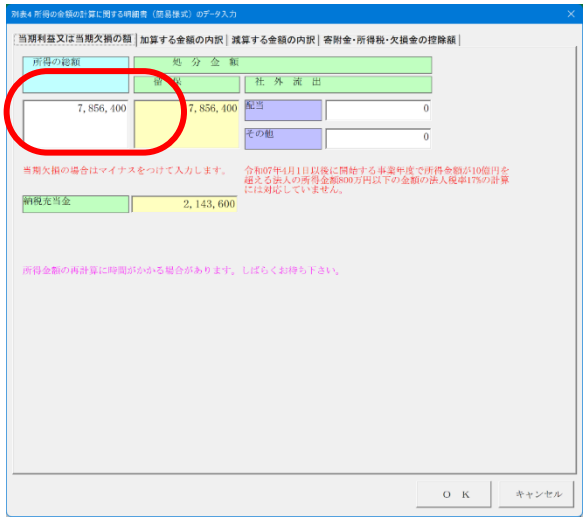

■　黒字決算法人の確定申告書を当期の納税充当金の計算後に作成します。

別表 4「所得金額」10,000,000 円を 7,856,400 円に変更して入力します。

別表 5(1)「繰越損益金」8,365,900 円を 6,222,300 円に変更して入力します。
「納税充当金」には別表 5(2)から 2,143,600 円が転記されます。

別表 5(2)「損金経理した納税充当金」に 2,143,600 円を入力します。

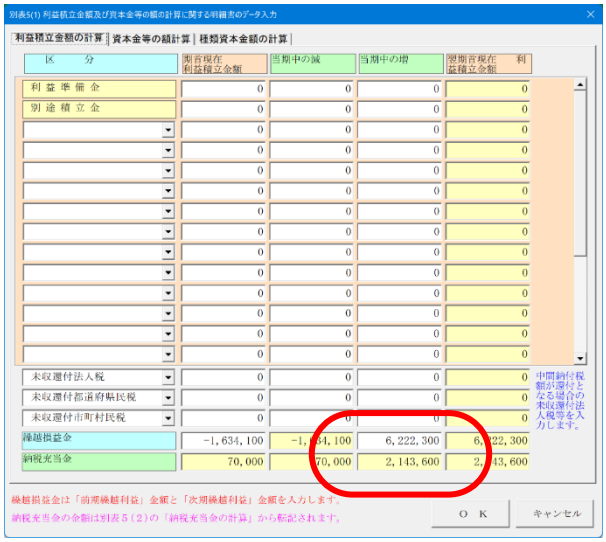

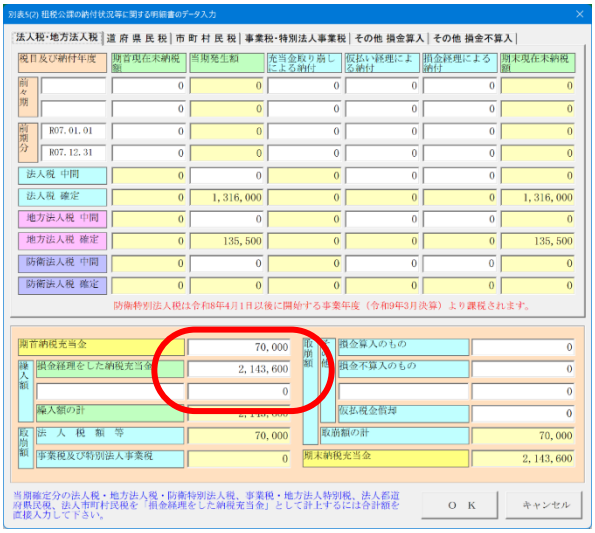

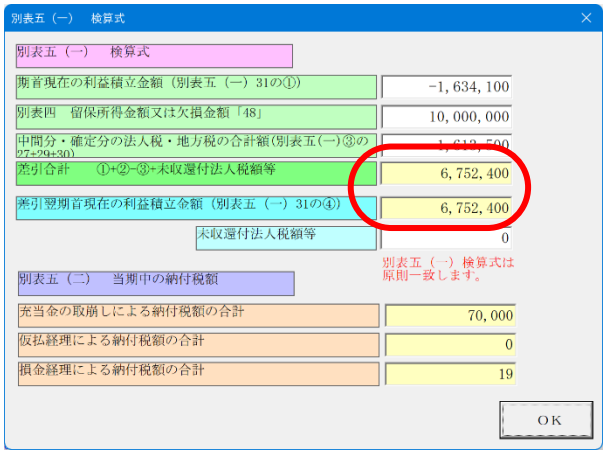

■　別表 5(1)の検算式のチェック

別表 5(1)の検算式から納税充当金のデータ入力が正しくされているかを確認します。

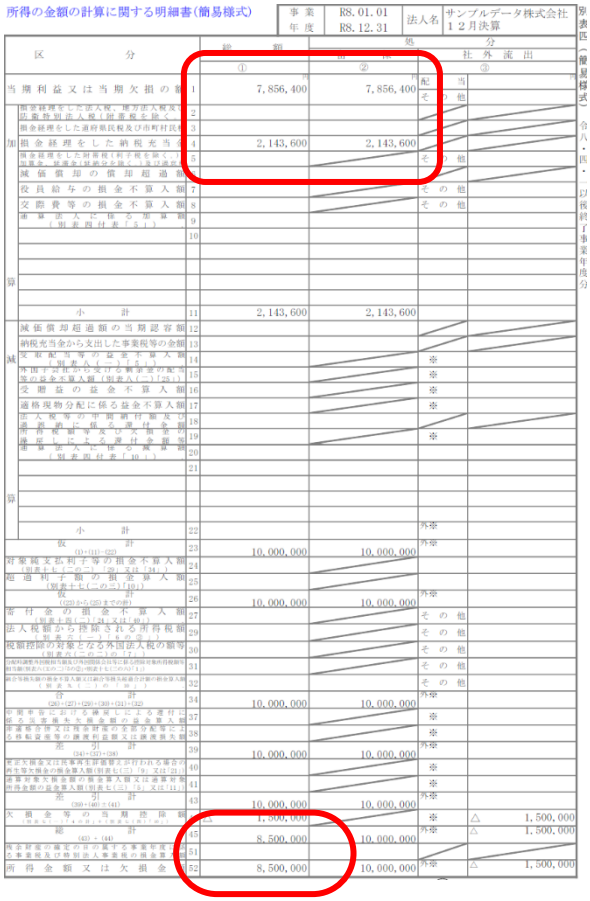

■　黒字決算法人の確定申告書を当期の納税充当金を計算してから表示します。

別表 4　所得の金額に関する明細書

所得金額の 1 欄に損益計算書の「当期純利益」から税引後の「当期利益」7,856,400 円になります。
別表 4 の 4 欄「損金の額に算入した納税充当金」で 2,143,600 円を加算しています。
次に 44 欄で前期からの「欠損金の当期控除額」である 1,500,000 円を控除して、最後に 52 欄の「所得金額」は 8,500,000 円になります。

別表 5(1)　利益積立金額及び資本金等の計算に関する明細書

前期の繰越損益金と納税充当金を減算します。
貸借対照表の「繰越利益剰余金」から当期の「繰越損益金」は 6,222,300 円になります。
当期の「納税充当金」は 2,143,600 円になります。

別表 5(2)　租税公課の納付状況に関する明細書

当期の法人税・地方法人税と法人都道府県民税および法人市町村民税の発生税額が表示されます。
31 欄の「損金経理をした納税充当金」は 2,143,600 円になります。

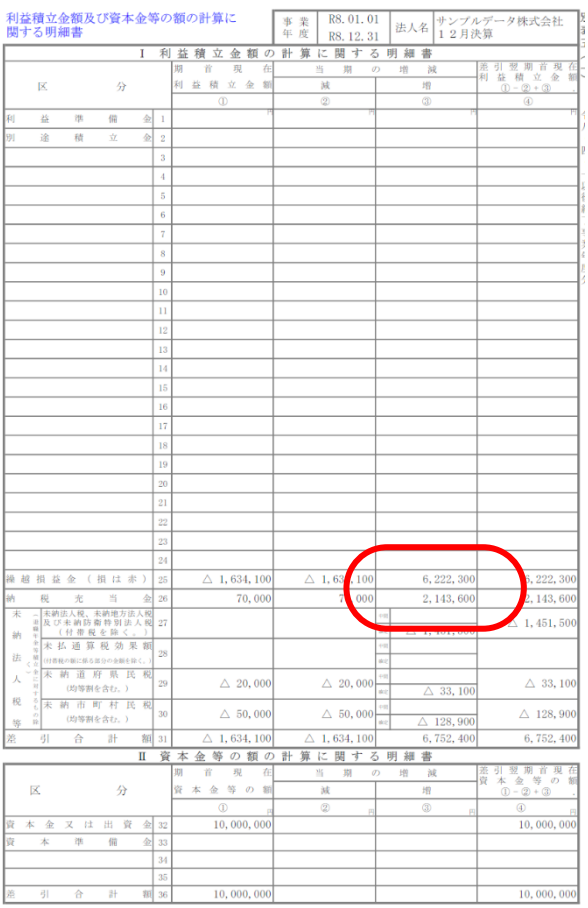

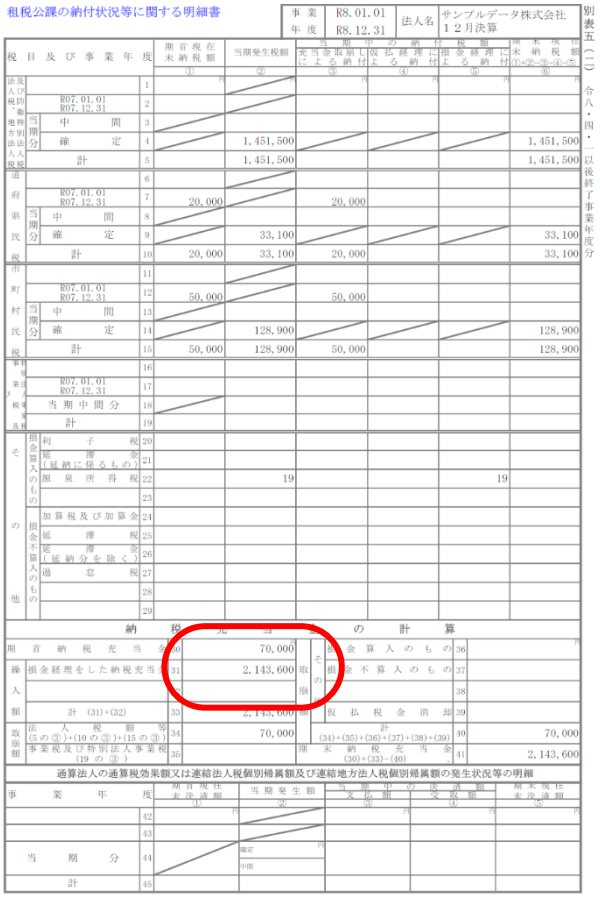

納付税額計算書表の法人税・法人税地方税合計額を別表 5(2)「損金経理した納税充当金」として新規入力して別表 4「利益金額」と別表 5(1)「繰越損益金」を変更入力しても別表 4 の「所得金額」52 欄の 8,500,000 円が変更されていなければ法人税・法人地方税も変更されません。

■　「VBA 法人税確定申告書」で前期と当期がともに黒字決算である法人のデータ入力について

この計算例は、前期は黒字決算で当期も黒字決算となった法人の「VBA 法人税確定申告書」システムへのデータ入力になります。前期の納税充当金と当期の中間納付税額および納税充当金の計算です。（東京 23 区以外の計算）

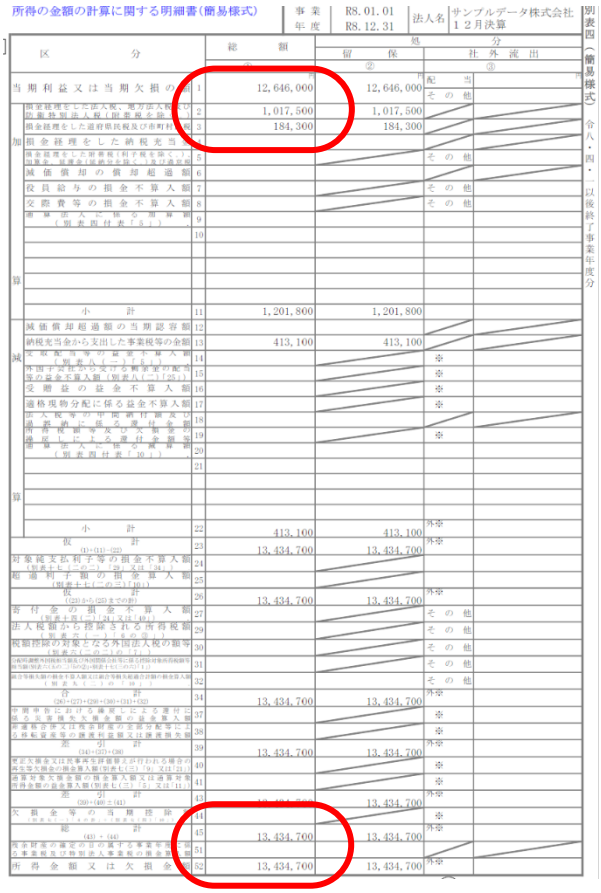
所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

区分		総額	処分 留保	処分 社外流出
		①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	1	12,646,000	12,646,000	配当
				その他
加	2	1,017,500	1,017,500	
損金経理をした納税充当金	3	184,300	184,300	
損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	4			その他
減価償却の償却超過額	6			
役員給与の損金不算入額	7			その他
交際費等の損金不算入額	8			その他
通算法人に係る加算額（別表四付表「5」）	9			
小計	11	1,201,800	1,201,800	
減 減価償却超過額の当期認容額	12			
納税充当金から支出した事業税等の金額	13	413,100	413,100	
受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「6」）	14			※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「25」）	15			※
受贈益の益金不算入額	16			※
適格現物分配に係る益金不算入額	17			※
法人税等の中間納付額及び過誤納金に係る還付金額	18			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※
通算法人に係る減算額（別表四付表「10」）	20			
小計	22	413,100	413,100	外※
仮計 (1)+(11)-(22)	23	13,434,700	13,434,700	外※
対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七(二の二)「29」又は「34」）	24			
超過利子額の損金算入額（別表十七(二の三)「40」）	25			
仮計 (23)から(25)までの計	26	13,434,700	13,434,700	外※
寄付金の損金不算入額（別表十四(一)「24」又は「40」）	27			その他
法人税額から控除される所得税額（別表六(一)「6の(3)」）	29			その他
税額控除の対象となる外国法人税の額等（別表六(二の二)「4」又は「11」）	30			その他
分配時調整外国税相当額及び外国関税の控除に係る間接控除税額等（別表六(六)「15の(2)」又は「17の(2)」）	31			その他
通算法人に係る控除税額（別表六(七)「19」）	32			その他
仮計 (26)+(27)+(28)+(30)+(31)+(32)	34	13,434,700	13,434,700	外※
中間申告における繰越しによる還付に係る法人税額等の損金算入額	37			※
非適格合併又は非適格分割型分割等による資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※
差引計 (34)+(37)+(38)	39	13,434,700	13,434,700	外※
更正欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額（別表七(三)「9」又は「21」）	40			※
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算承継所得金額の益金算入額（別表七(三)「5」又は「11」）	41			※
差引計 (39)+(40)+(41)	43	13,434,700	13,434,700	外※
欠損金等の当期控除（別表七(一)「4の計」又は「10の計」）	44			※
総計 (43)+(44)	45	13,434,700	13,434,700	外※
残余財産の確定の日の属する事業年度における事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51			
所得金額又は欠損金額	52	13,434,700	13,434,700	外※

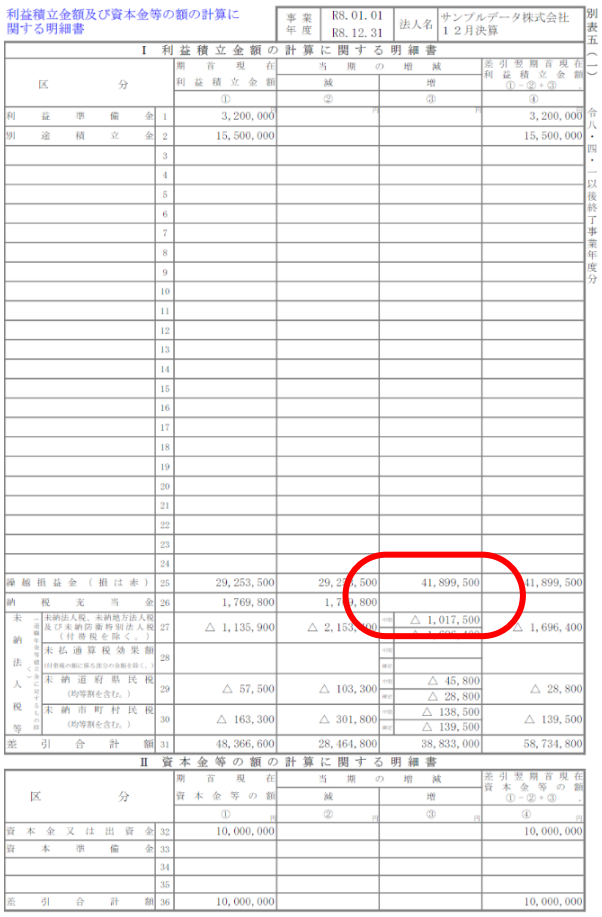
利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区分		期首現在利益積立金額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③ ④
利益準備金	1	3,200,000			3,200,000
別途積立金	2	15,500,000			15,500,000
繰越損益金（損は赤）	25	29,253,500	29,253,500	41,899,500	41,899,500
納税充当金	26	1,769,800	1,769,800		
未納法人税等 未納法人税、未納地方法人税及び未納防衛特別法人税（付帯税を除く。）	27	△ 1,135,900	△ 2,153,900	△ 1,017,500	△ 1,696,400
未払通算税効果額	28				
未納道府県民税（均等割を含む。）	29	△ 57,500	△ 103,300	△ 45,800	△ 28,800
未納市町村民税（均等割を含む。）	30	△ 163,300	△ 301,800	△ 138,500	△ 139,500
差引合計額	31	48,366,600	28,464,800	38,833,000	58,734,800

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区分		期首現在資本金等の額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③ ④
資本金又は出資金	32	10,000,000			10,000,000
資本準備金	33				
差引合計額	36	10,000,000			10,000,000

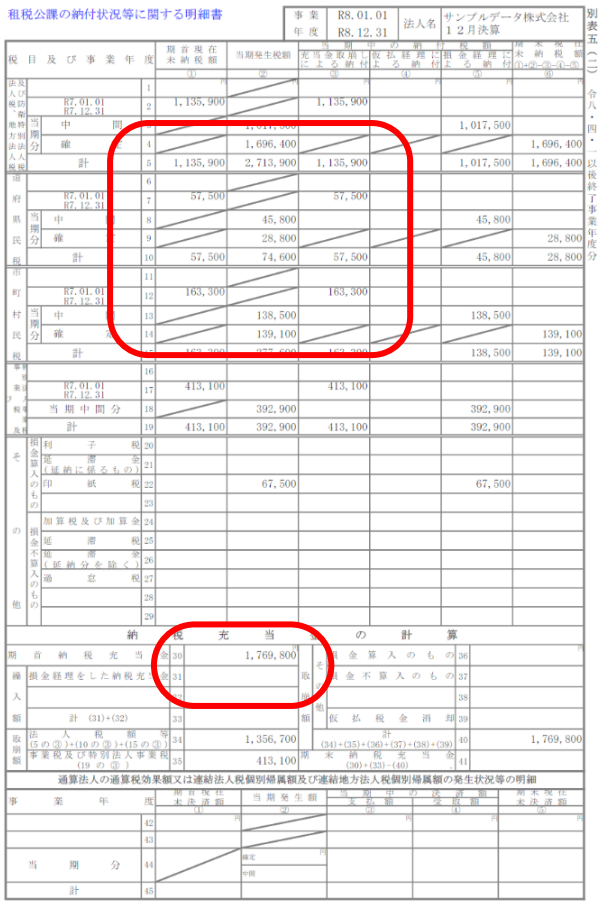
租税公課の納付状況等に関する明細書

税目及び事業年度		期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額 充当金取崩しによる納付 ③	当期中の納付税額 仮払経理による納付 ④	当期中の納付税額 損金経理による納付 ⑤	期末現在未納税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
法人税等 R7.01.01 R7.12.31	2	1,135,900		1,135,900			
中間	3		1,017,500			1,017,500	
確定	4		1,696,400				1,696,400
計	5	1,135,900	2,713,900	1,135,900		1,017,500	1,696,400
道府県民税 R7.01.01 R7.12.31	7	57,500		57,500			
中間	8		45,800			45,800	
確定	9		28,800				28,800
計	10	57,500	74,600	57,500		45,800	28,800
市町村民税 R7.01.01 R7.12.31	12	163,300		163,300			
中間	13		138,500			138,500	
確定	14		139,100				139,100
計	15	163,300	277,600	163,300		138,500	139,100
事業税 R7.01.01 R7.12.31	17	413,100		413,100			
当期中間分	18		392,900			392,900	
計	19	413,100	392,900	413,100		392,900	
その他 損金算入のもの 利子税	20						
延滞金（延納に係るもの）	21						
印紙税	22		67,500			67,500	
損金算入のもの 加算税及び加算金	24						
延滞税（延納分を除く）	25						
延滞金（延納分を除く）	26						
過怠税	27						
利息税	28						
計	29						

納税充当金の計算

期首納税充当金	30	1,769,800	損金算入のもの	36	
繰入額 損金経理をした納税充当金	31		損金不算入のもの	37	
	32		他	38	
計 (31)+(32)	33		仮払税金消却	39	
取崩額 法人税額等 (5の③)+(10の③)+(15の③)	34	1,356,700	計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)	40	1,769,800
事業税及び特別法人事業税 (19の③)	35	413,100	期末納税充当金 (30)+(33)-(40)	41	

通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細

事業年度		期首現在未決済額 ①	当期発生額 ②	当期中の減少額 支払額 ③	当期中の減少額 受取額 ④	期末現在未決済額 ①+②-③-④ ⑤
	42					
	43					
当期分	44		確定			
			中間			
計	45					

■　黒字決算法人の確定申告書を当期の納税充当金の計算前に表示します。

別表 4　所得の金額に関する明細書

所得金額の「当期利益」1 欄は、損益計算書の税引前「当期純利益」から 12,646,000 円となっています。
最後に 52 欄の「所得金額」は 13,434,700 円になっています。

別表 5(1)　利益積立金額及び資本金等の計算に関する明細書

前期の繰越損益金と納税充当金を減算します。
貸借対照表の「繰越利益剰余金」から当期の「繰越損益金」は 41,899,500 円となっています。

別表 5(2)　租税公課の納付状況に関する明細書

前期に納税充当金として経理した法人税・地方法人税と法人都道府県民税と法人市町村民税を充当金の取りしとして減算します。
当期の法人税・地方法人税と法人都道府県民税および法人市町村民税の発生税額が表示されます。

別表 5(2)の 31 欄「損金経理した納税充当金」はまだ入力できません。

OCR入力

FB0613

法人名 サンプルデータ株式会社　１２月決算

令和 08 年 01 月 01 日 事業年度分の法人税確定申告書
課税事業年度分の地方法人税確定申告書
課税事業年度分の防衛特別法人税確定申告書

令和 08 年 12 月 31 日

所得金額又は欠損金額	13434700
法人税額	2460688
税額控除超過額相当額等の加算額	000
差引所得に対する法人税額	2460688
控除税額	2460600
中間申告分の法人税額	975100
差引確定法人税額	1485500
法人税額計	2460688
地方法人税額	2460000
差引確定地方法人税額	253380
外国税額の控除額	253300
中間申告分の地方法人税額	42400
差引確定地方法人税額	210900

所得税額の控除額	00
中間納付額	00
欠損金の繰戻しによる還付金額	00
差引納付すべき法人税額	2460600
中間納付額	2460000
差引納付すべき地方法人税額	253300
中間納付額	253300
差引納付すべき防衛特別法人税額	42400
中間納付額	210900

税理士署名押印

事業年度の月数 12

事業年度	R8.01.01 R8.12.31	法人名	サンプルデータ株式会社 １２月決算

別表一次葉二（三枚中三枚目）合八・四・一以後終了事業年度分

法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円×12/12以下のうち少ない金額)	74	8,000,000	(74)の15%、17%又は19%相当額	77	1,200,000
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)−10億円×12/12	75		(75)の22%相当額	78	
その他の所得金額 (1)−(74)−(75)	76	5,434,000	(76)の19%又は23.2%相当額	79	1,260,688
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (28)	80	2,460,000	(80)の10.3%相当額	82	253,380
課税留保金額に対する法人税額 (29)	81		(81)の10.3%相当額	83	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人税額の計算 この申告前の法人税額	84		地方法人税額の計算 この申告前の確定地方法人税額	87	
中間還付額	85		中間還付額	88	
還付金額	86		欠損金の繰戻しによる還付金額	89	
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)−(84))若しくは((15)+(85)又は((85)−(24))			この申告により納付すべき地方法人税額 ((40)−(87))若しくは((40)+(88)+(89))又は((88)−(43))+((89)−(43の外書))	90	
土地譲渡税額の内訳					
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	91		土地譲渡税額 (別表三(三)「21」)	93	
同上 (別表三(二の二)「26」)	92				
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計					
外国税額 (別表六(二)「56」)	94		控除しきれなかった金額 (94)−(95)	96	
控除した金額 (37)	95				

※　防衛特別法人税の計算はしていません。

第六号様式

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの事業年度分の事業税の確定申告書

法人名 サンプルデータ株式会社　１２月決算

非中小法人等

摘要		課税標準	税率	税額
所得割 所得金額控除額	28	13,434,700		
年400万円以下の金額	29	4,000,000	3.500	140,000
年800万円を超え年800万円以下の金額	30	4,000,000	5.300	212,000
年800万円を超える金額	31	5,434,000	7.000	380,300
計 29+30+31	32	13,434,000		732,300
付加価値割	34			
資本割 資本等の金額	37			
収入割 収入金額	39			
合計事業税額	40			732,300
事業税の特別控除額	41	732,300		274,400
差引事業税額	43			457,900
既に納付の確定した当期分の事業税額	45	457,900		
収入割	50			
差引納付すべき事業税額	52			457,900

摘要		課税標準	税率	税額
特別法人事業税	53	732,300	37	270,900
合計特別法人事業税額	54			270,900
差引特別法人事業税額	57			270,900
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	58	118,500		
差引特別法人事業税額	60	152,400		
差引納付	62	152,400		
所得金額(法人税の所得金額(別表4)の(34))	63	13,434,700		
所得金額の計算 加算	65			
減算	66			
加算	67			
仮計 63+64−65−66−67	68	13,434,700		
繰越欠損金額等若しくは云々欠損金額又は繰越免除等があった場合の欠損金額等の明細額	69			
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))	70	13,434,700		
法第15条4の徴収猶予を受けようとする税額	71			
差引納付税額	72			

摘要		課税標準	税率	税額
東京都都市再生緊急整備地域等における特定都市再生緊急整備地域等の特別控除額	1			2,460,688
法人税額の特別控除額	2			
試験研究費等の税額控除額	3			
退職年金等積立金に係る法人税額	4			
差引法人税額	5			2,460,000
法人税割額	7			24,600
特定地域における特定事業等の税額控除額	8			
税額控除超過額相当額の加算額	9			
外国税額控除超過額相当額の加算額	10			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	11			
差引法人税割額	13			24,600
既に納付の確定した当期分の法人税割額	14			20,800
税額控除の実施に係る法人税割額の控除額	15			
差引納付すべき法人税割額	16			3,800
均等割額	17	12 月		12 月
	18	50,000 円× 1		50,000
	19			25,000
均等割額の計算	20			25,000
	21			28,800
	22			
	23			28,800
課税区分の課税標準額	24			
市町村分の課税標準額	26			
税額の基礎となる資本金等の額	10,000,000			
法人税の当期の確定税額	2,460,600			
決算確定の日	令和 年 月 日			
解散の日	令和 年 月 日			
事業税申告書の種類	事業税 有・無 法人税 有・無 ○青色・その他			
法人税の申告書の種類				
設立の中間申告の要否	要・不要			
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)			
法人税の中間申告の要否	要・不要			

第二十号様式

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの事業年度分の市町村民税の確定申告書

法人名 サンプルデータ株式会社　１２月決算

摘要		課税標準	税率	税額
(法人税額の規定によって計算した法人税額)	①	2,460,688		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
差引法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②−③+④	⑤	2,460,000	6.00	147,600
又は上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 (⑤×23)	⑥			
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
税額控除超過額相当額の加算額	⑧			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨			
外国の法人税等の額の控除額	⑩			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪			
差引法人税割額 ⑤−⑦−⑧−⑨−⑩−⑪又は⑥−⑦−⑧−⑨−⑩−⑪	⑫			147,600
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			73,500
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫−⑬−⑭	⑮			74,100
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	12 月	130,000 円×	130,000
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰			65,000
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑯−⑰	⑱			65,000
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑱	⑲			139,100
⑲のうち見込納付額	⑳			
差引 ⑲−⑳	㉑			139,100

当該市町村内に所在する事務所・事業所又は事業等			
名称	事務所、事業所又は事業等の所在地	当該法人の全従業者数	当該市町村分の従業者数
合計		㉒	㉓

区名	月数	従業者数	均等割額

納付税額計算表（確定申告）
事業年度の月数 12

事業年度	R8.01.01 R8.12.31	法人名	サンプルデータ株式会社 12月決算

		申告税額	中間納付税額	納付税額	中間納付見込額
法人税	法人税額	2,460,600	975,100	1,485,500	
	所得税額等の還付金額				
	法人税額	2,460,600	975,100	1,485,500	1,230,300
地方法人税額		253,300	42,400	210,900	126,600
防衛特別法人税額					
小計		2,713,900	1,017,500	1,696,400	1,356,900
法人事業税・都道府県民税	事業税額	732,300	274,400	457,900	366,100
	特別法人事業税額	270,900	118,500	152,400	135,400
	都道府県民税・法人税割額	24,600	20,800	3,800	12,300
	都道府県民税・均等割額	50,000	25,000	25,000	25,000
	小計	1,077,800	438,700	639,100	538,800
法人市町村民税	市町村民税・法人税割額	147,600	73,500	74,100	73,800
	市町村民税・均等割額	130,000	65,000	65,000	65,000
	小計	277,600	138,500	139,100	138,800
納付税額計		4,069,300	1,594,700	2,474,600	2,034,500
消費税額					
納付税額合計		4,069,300	1,594,700	2,474,600	2,034,500

○　別表１・別表１次葉　法人税の確定申告書

法人税　　1,485,500 円
地方法人税　　210,900 円

○　第６号様式　法人事業税と道府県民税の申告書

法人事業税　　457,900 円
特別法人事業税　　152,400 円
法人都道府県民税　　3,800 円（所得割）
法人都道府県民税　　25,000 円（均等割）

○　第 20 号様式　法人市県民税の申告書

法人市町村民税　　74,100 円（所得割）
法人市町村民税　　65,000 円（均等割）

■　納付税額計算表から納税充当金を確認します。

○　納付税額計算表

納付状況計算書から法人税・地方法人税、法人事業税・特別法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税の合計金額で未払法人税等（納税充当金）を確認します。

法人税等申告税額－中間納付税額＝未払法人税等

4,069,300 円　－1,594,700 円　＝　2,474,600 円

≪ご注意≫
この計算例では入力手順を簡略化するために、法人税・法人地方税と事業税・特別法人事業税、法人都道府県民税および法人市町村民税の中間納付税額を「法人税、住民税及び事業税」または租税公課として損金経理しています。

中間納付税額を「仮払法人税等」で仮払経理している場合は、入力手順が違いますので注意してください。

■　納税充当金の仕訳入力により損益計算書と貸借対照表を再計算します。

納税充当金の仕訳入力で損益計算書と貸借対照表を完成させて税引後の当期純利益と繰越利益剰余金を確定します。

納税充当金の振替仕訳　　法人税、住民税及び事業税　2,474,600 円　／　未払法人税等　2,474,600 円

損益計算書の税引後当期純利益　12,646,000 円　－　2,474,600 円　＝　10,171,400 円

貸借対照表の繰越利益剰余金　　41,899,500 円　－　2,474,600 円　＝　39,424,900 円

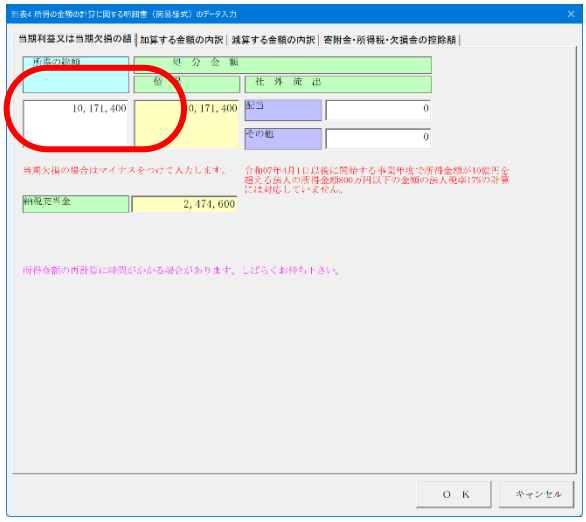

■ 黒字決算法人の確定申告書を当期の納税充当金の計算後に作成します。

別表 4「所得金額」12,646,000 円を 10,171,400 円に変更して入力します。

別表 5(1)「繰越損益金」41,899,500 円を 39,424,900 円に変更して入力します。
「納税充当金」には別表 5(2)から 2,474,600 円が転記されます。

別表 5(2)「損金経理した納税充当金」に 2,474,600 円を入力します。

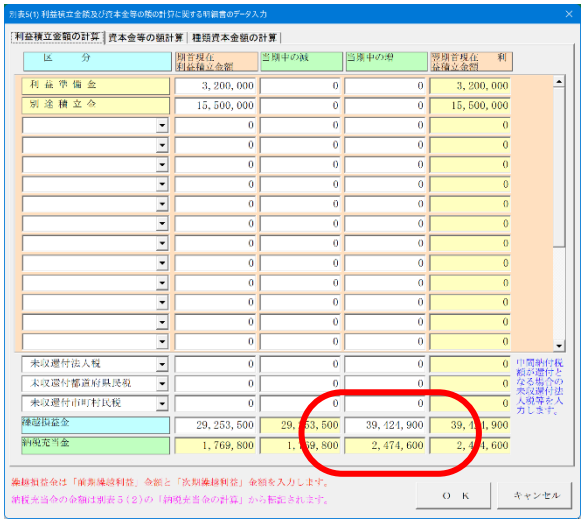

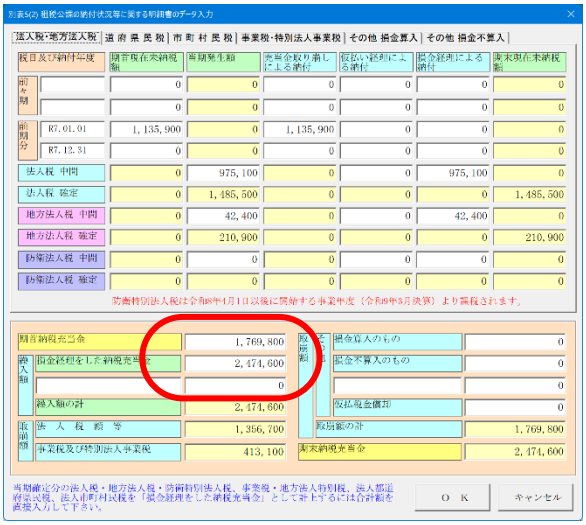

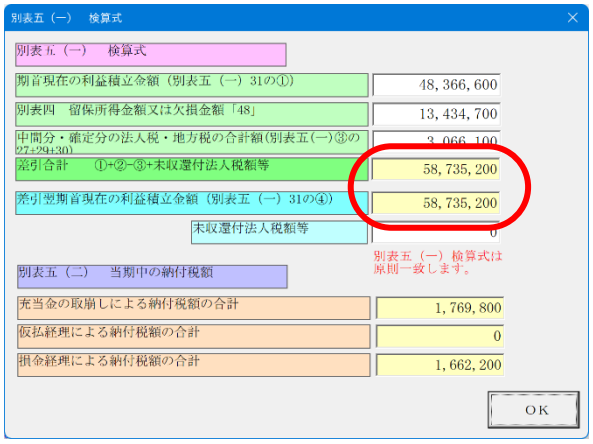

■ 別表 5(1)の検算式のチェック

別表 5(1)の検算式から納税充当金のデータ入力が正しくされているかを確認します。

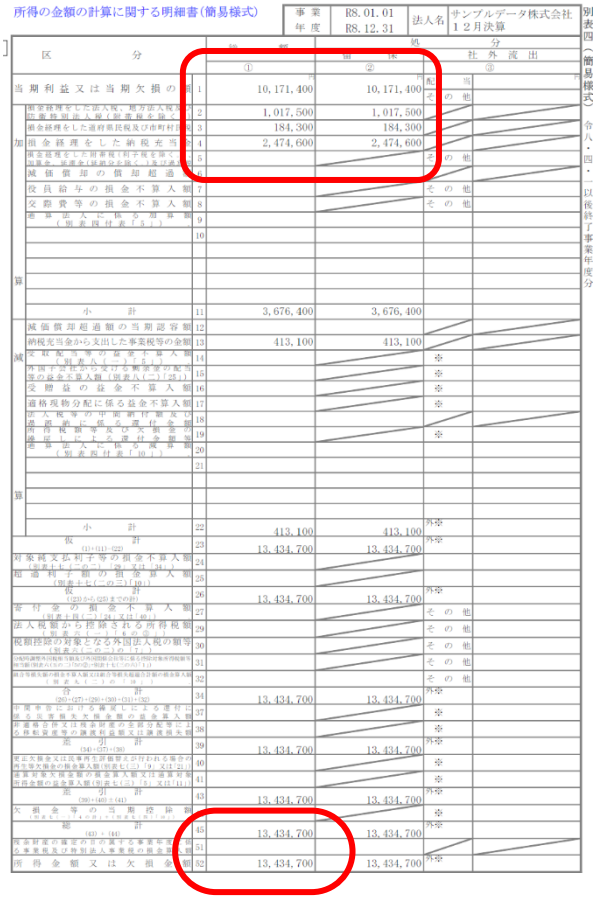

■ 黒字決算法人の確定申告書を当期の納税充当金を計算してから表示します。

別表 4　所得の金額に関する明細書

所得金額の 1 欄に損益計算書の「当期純利益」から税引後の「当期利益」10,171,400 円になります。
4 欄「損金の額に算入した納税充当金」で 2,474,600 円を加算しています。
最後に 52 欄の「所得金額」は 13,434,500 円になります。

別表 5(1)　利益積立金額及び資本金等の計算に関する明細書

前期の繰越損益金と納税充当金を減算します。
貸借対照表の「繰越利益剰余金」から当期の「繰越損益金」は 39,424,900 円になります。
当期の「納税充当金」は 2,474,600 円になります。

別表 5(2)　租税公課の納付状況に関する明細書

当期の法人税・地方法人税と法人都道府県民税および法人市町村民税の発生税額が表示されます。
31 欄の「損金経理をした納税充当金」は 2,474,600 円になります。

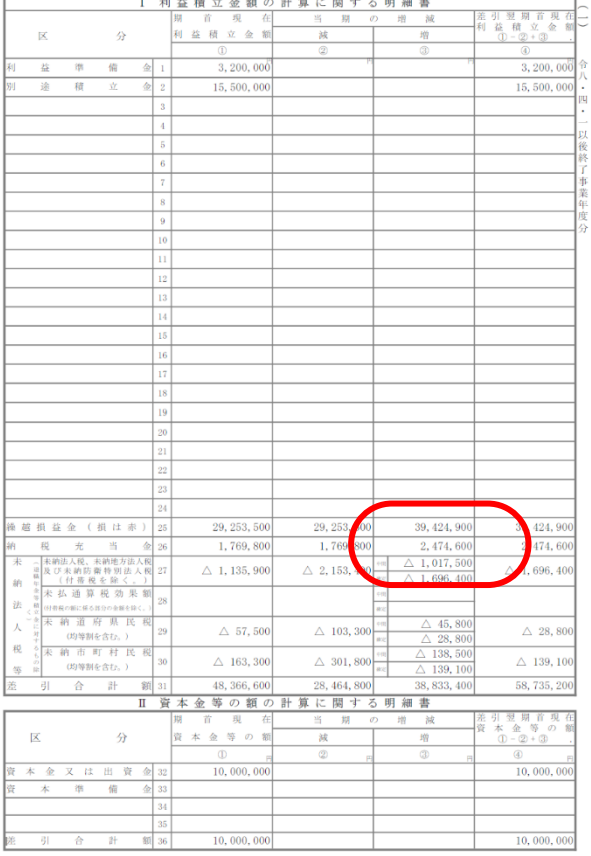

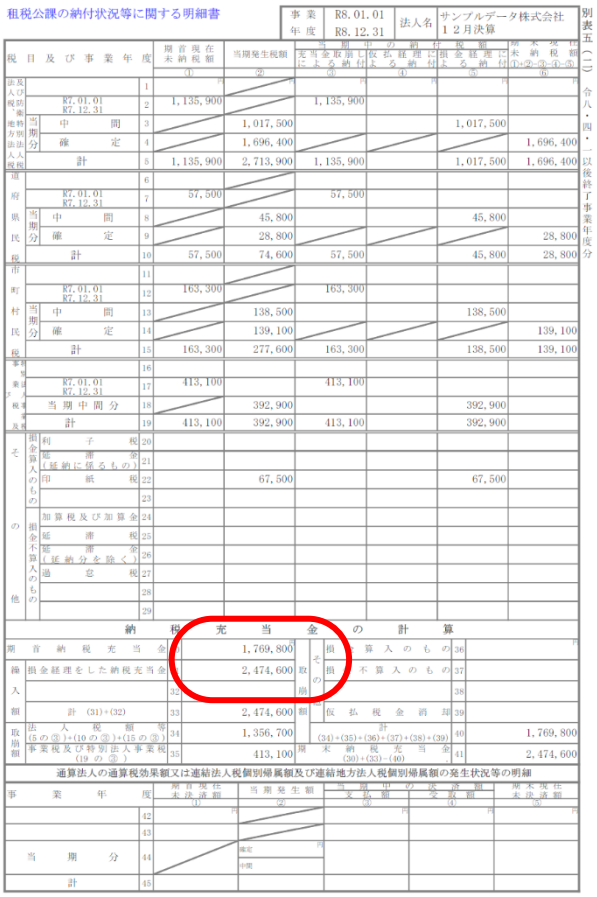

納付税額計算書表の法人税・法人税地方税合計額を別表 5(2)「損金経理した納税充当金」として新規入力して別表 4「利益金額」と別表 5(1)「繰越損益金」を変更入力しても別表 4 の「所得金額」52 欄の 13,434,700 円が変更されていなければ法人税・法人地方税も変更されません。

■　「VBA 法人税確定申告書」で前期の黒字決算から当期に赤字決算となる法人のデータ入力について

この計算例は、前期は黒字決算で当期に赤字決算となった法人の「VBA 法人税確定申告書」システムへのデータ入力になります。当期の中間納付税額が還付となる未収還付法人税等の計算です。（東京 23 区以外の計算）

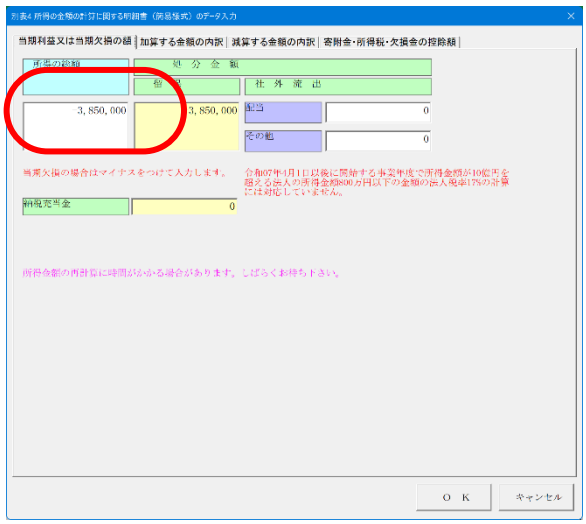

■　当期から黒字決算となった法人の確定申告書を作成します。

別表 4「所得金額」当期の欠損金額の－3,850,000 円を入力します。

別表 5(1)「繰越損益金」25,403,500 円を入力します。また納付税額計算表より「未収還付法人税」1,017,500 円、「未収還付都道府県民税」10,800 円、「未収還付市町村民税」48,500 円を当期中の増として入力します。

別表 5(2)「期首納税充当金」に 1,769,800 円は取り崩しによる納付で 0 円になります。

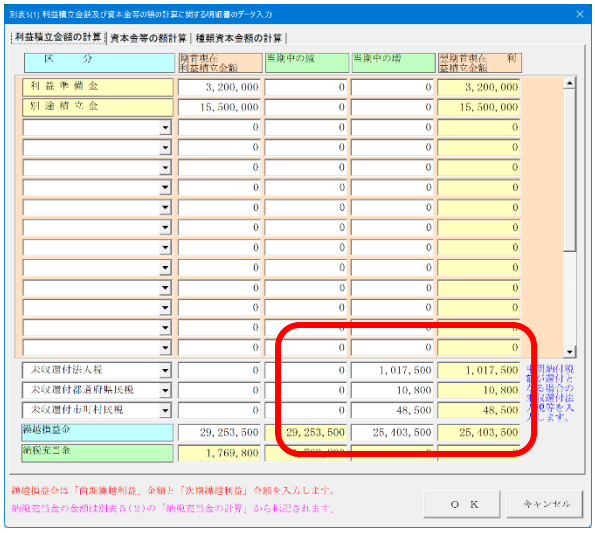

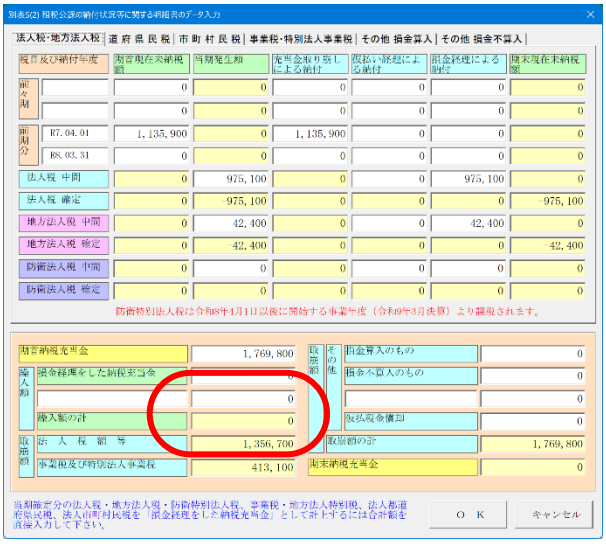

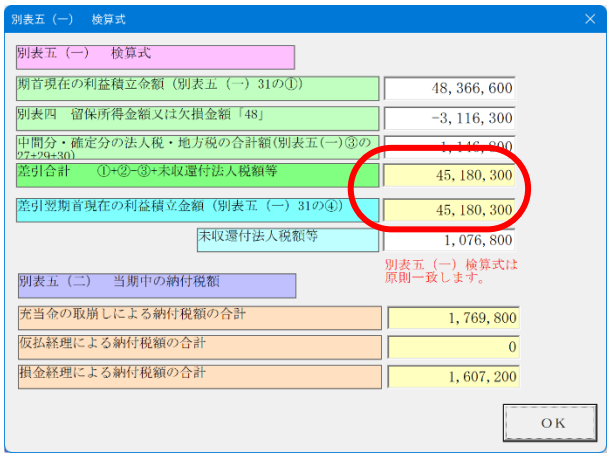

■　別表 5(1)の検算式のチェック

別表 5(1)の検算式から未収還付法人税額等のデータ入力が正しくされているかを確認します。

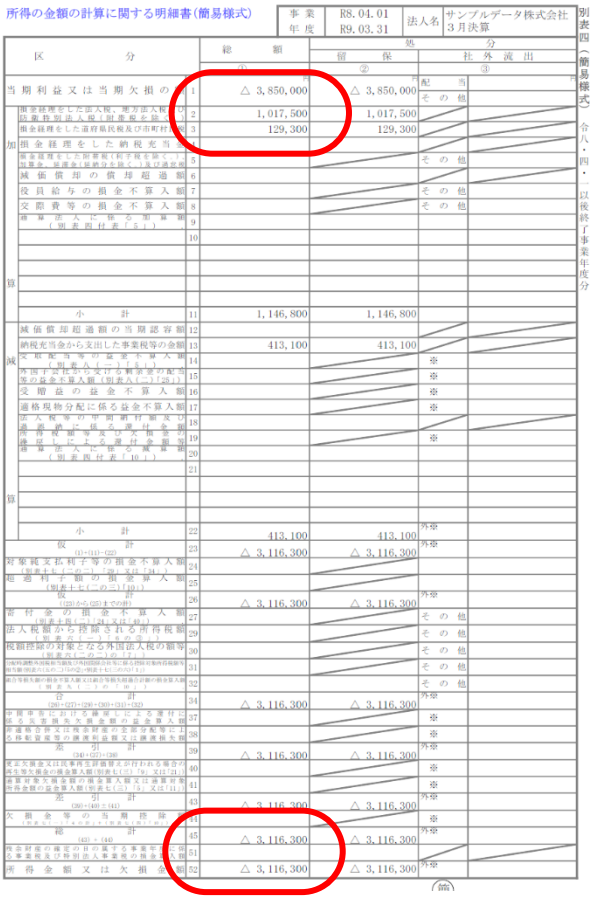

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度	R8.04.01 R9.03.31	法人名	サンプルデータ株式会社 3月決算

区分		総額	処分 留保	処分 社外流出 配当	その他
		①	②	③	
当期利益又は当期欠損の	1	△ 3,850,000	△ 3,850,000		
加算 損金経理をした法人税、地方法人税及び地方法人税に係る税額	2	1,017,500	1,017,500		
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	129,300	129,300		
損金経理をした納税充当金	4				
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5				その他
減価償却の償却超過額	6				
役員給与の損金不算入額	7				その他
交際費等の損金不算入額	8				その他
通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9				
	10				
小計	11	1,146,800	1,146,800		
減算 減価償却超過額の当期認容額	12				
納税充当金から支出した事業税等の金額	13	413,100	413,100		
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「4」又は「14」)	14				※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(一)「18」)	15				※
受贈益の益金不算入額	16				※
適格現物分配に係る益金不算入額	17				※
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19				※
通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)	20				
	21				
小計	22	413,100	413,100		外※
仮計 (1)+(11)-(22)	23	△ 3,116,300	△ 3,116,300		外※
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24				
超過利子額の損金算入額(別表十七(二の二)「10」)	25				
仮計 (23)から(25)までの計	26	△ 3,116,300	△ 3,116,300		外※
寄附金の損金不算入額(別表十四(一)「24」又は「40」)	27				その他
法人税額から控除される所得税額(別表六(一の二)「5」)	29				その他
税額控除の対象となる外国法人税の額等(別表六(一の二)「7」)	30				その他
沖縄振興特別措置法第三十七条又は第三十八条の二第二項の規定による特別控除額の税額控除額又は租税特別措置法第六十条の二第二項の規定による特別控除額の税額控除額(別表六(二)「10」)	31				その他
通算等前欠損金控除額又は組合等損失超過分計算の特例適用額(別表八(一)「17」)	32				その他
合計 (26)+(27)+(29)+(30)+(31)+(32)	34	△ 3,116,300	△ 3,116,300		外※
中間申告における繰越しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額(別表四「24」)	37				※
収益事業等の欠損金額の益金算入額(別表四「26」)	38				※
差引計 (34)+(37)+(38)	39	△ 3,116,300	△ 3,116,300		外※
民法第721条又は民事再生法第148条第1項の規定により当該事業年度の損金算入額(別表七(二)「9」又は「11」)	40				※
適格合併等により当該適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度の前事業年度の欠損金額の損金算入額(別表七(二)「5」又は「11」)	41				※
差引計 (39)+(40)≦(41)	43	△ 3,116,300	△ 3,116,300		外※
欠損金等の当期控除額(別表七(一)「4」又は「10」)	44				※
総計 (43)+(44)	45	△ 3,116,300	△ 3,116,300		外※
残余財産の確定の日の属する事業年度又は事業年度及び特定法人事業税の課税標準	51				
所得金額又は欠損金額	52	△ 3,116,300	△ 3,116,300		外※

別表四(簡易様式) 令八・四・一以後終了事業年度分

■　黒字決算法人の確定申告書を当期の納税充当金の計算前に表示します。

別表 4　所得の金額に関する明細書

所得金額の「当期欠損」1 欄は、損益計算書の「当期純損失」から△3,850,000 円となっています。
損金経理した法人税等 1,017,500 円、都道府県民税と市町村民税 129,300 円の中間申告額は加算されて、納税充当金から支出した事業税 413,100 円は減算されます。最後の 52 欄の「欠損金額」は△3,116,300 円になります。

別表 5(1)　利益積立金額及び資本金等の計算に関する明細書

前期の繰越損益金と納税充当金を減算します。
「未収還付法人税」1,017,500 円、「未収還付都道府県民税」10,800 円、「未収還付市町村民税」48,500 円を当期中の増となっています。
貸借対照表の「繰越利益剰余金」から当期の「繰越損益金」は 25,403,500 円となっています。

別表 5(2)　租税公課の納付状況に関する明細書

前期に納税充当金として経理した法人税・地方法人税と法人都道府県民税と法人市町村民税を充当金の取りしとして減算します。
当期の法人都道府県民税の均等割 20,000 円と法人市町村民税の均等割 50,000 円の発生額が表示されます。

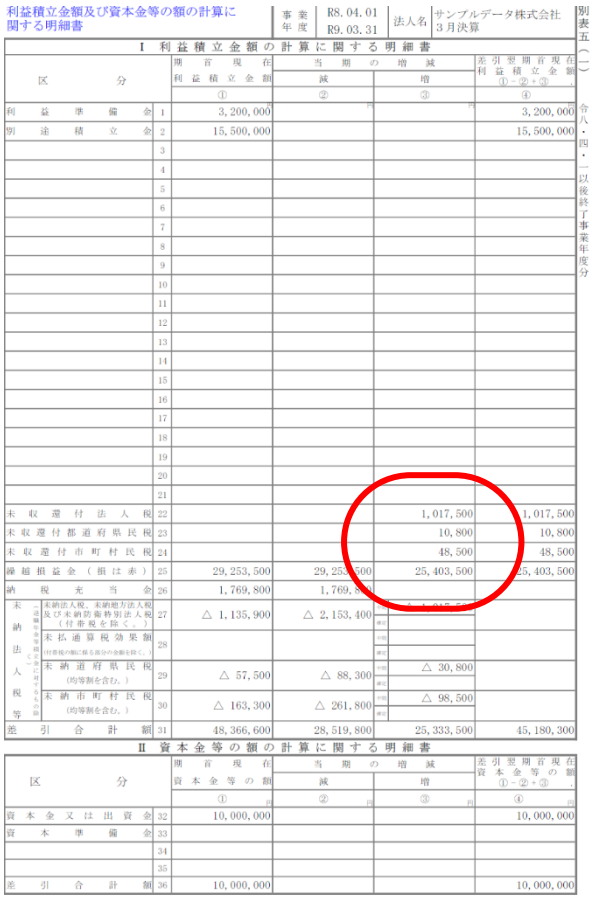

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	R8.04.01 R9.03.31	法人名	サンプルデータ株式会社 3月決算

I　利益積立金額の計算に関する明細書

区分		期首現在利益積立金額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③ ④
利益準備金	1	3,200,000			3,200,000
別途積立金	2	15,500,000			15,500,000
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
未収還付法人税	22			1,017,500	1,017,500
未収還付都道府県民税	23			10,800	10,800
未収還付市町村民税	24			48,500	48,500
繰越損益金(損は赤)	25	29,253,500	29,253,500	25,403,500	25,403,500
納税充当金	26	1,769,800	1,769,800		
未納法人税等 未納法人税、未納地方法人税及び未納防衛特別法人税(付帯税を除く。)	27	△ 1,135,900	△ 2,153,400		△ 1,017,500
未払通算税効果額(付帯税の額に係る部分の金額を除く。)	28				
未納道府県民税(均等割を含む。)	29	△ 57,500	△ 88,300	△ 30,800	
未納市町村民税(均等割を含む。)	30	△ 163,300	△ 261,800	△ 98,500	
差引合計額	31	48,366,600	28,519,800	25,333,500	45,180,300

II　資本金等の額の計算に関する明細書

区分		期首現在資本金等の額 ①	当期の増減 減 ②	当期の増減 増 ③	差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③ ④
資本金又は出資金	32	10,000,000			10,000,000
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36	10,000,000			10,000,000

別表五(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

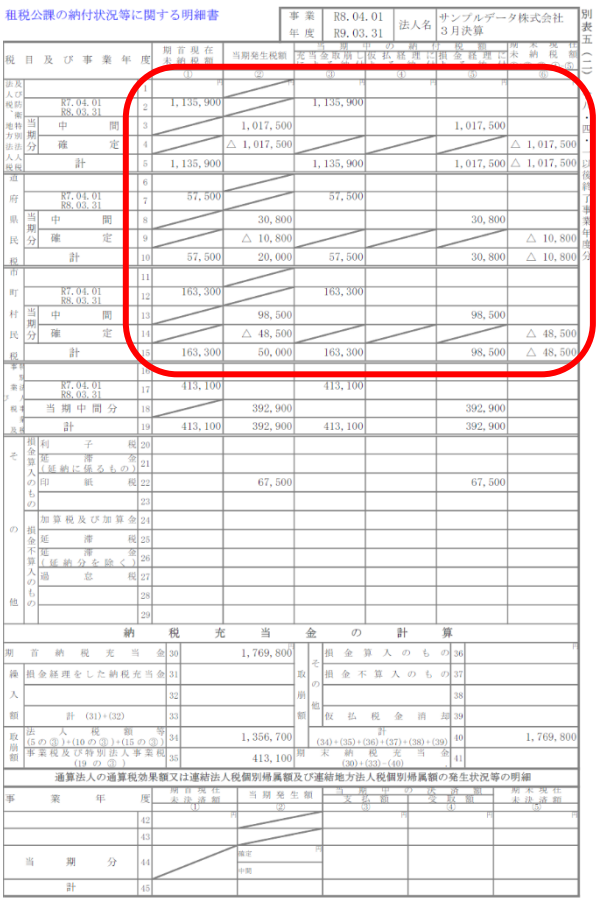

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	R8.04.01 R9.03.31	法人名	サンプルデータ株式会社 3月決算

税目及び事業年度		期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付 充当金取崩し ③	仮払経理した税額 ④	損金経理した税額 ⑤	期末現在未納税額 ⑥
法人の税							
地方法人税	R7.04.01 R8.03.31	1,135,900		1,135,900			
特別法人税 当期分 中間			1,017,500			1,017,500	
確定			△ 1,017,500				△ 1,017,500
計		1,135,900		1,135,900		1,017,500	△ 1,017,500
道府県民税							
	R7.04.01 R8.03.31	57,500		57,500			
当期分 中間			30,800			30,800	
確定			△ 10,800				△ 10,800
計		57,500	20,000	57,500		30,800	△ 10,800
市町村民税							
	R7.04.01 R8.03.31	163,300		163,300			
当期分 中間			98,500			98,500	
確定			△ 48,500				△ 48,500
計		163,300	50,000	163,300		98,500	△ 48,500
事業税							
	R7.04.01 R8.03.31	413,100		413,100			
当期中間分			392,900			392,900	
計		413,100	392,900	413,100		392,900	
その他 損金算入のもの 利子税							
延滞金(延納に係るもの)							
印紙税			67,500			67,500	
加算税及び加算金							
損金不算入のもの 延滞税							
延滞金(延納分を除く)							
過怠税							

納税充当金の計算

期首納税充当金	30	1,769,800	その他 損金算入のもの	36	
繰入額 損金経理した納税充当金	31		取崩額 損金不算入のもの	37	
	32			38	
計 (31)+(32)	33		仮払税金消却	39	
取崩額 法人税額等(5の③)+(10の②)+(15の③)	34	1,356,700	期末納税充当金 計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39) (30)+(33)-(40)	40	1,769,800
事業税及び特別法人事業税(19の②)	35	413,100		41	

通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細

事業年度		期首現在未決済額 ①	当期発生額 ②	当期中の収益額 支払額 ③	収益額 受取額 ④	期末現在未決済額 ⑤
	42					
	43					
当期分	44		確定 中間			
計	45					

○　別表１・別表１次葉　法人税の確定申告書

法人税　　△975,100 円
地方法人税　　△42,400 円

○　第６号様式　法人事業税と道府県民税の申告書

法人事業税　　△274,400 円
特別法人事業税　　△118,500 円

法人都道府県民税　△20,800 円（所得割）
法人都道府県民税　　10,000 円（均等割）

○　第 20 号様式　法人市県民税の申告書

法人市町村民税　　△73,500 円（所得割）
法人市町村民税　　25,000 円（均等割）

※　防衛特別法人税の計算はしていません。

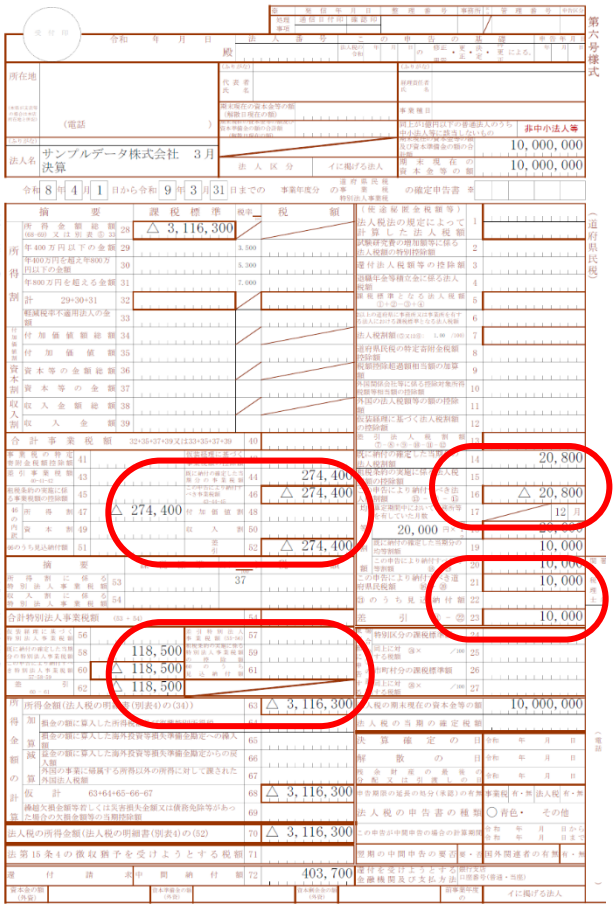

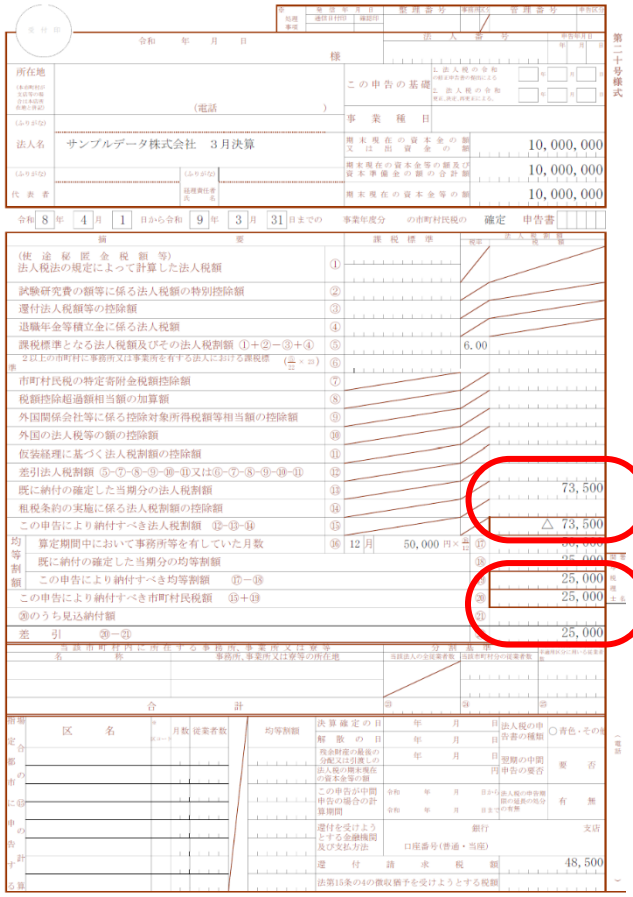

欠損金の損金算入等に関する明細書

事業年度	R8.04.01 R9.03.31	法人名	サンプルデータ株式会社 3月決算

控除前所得金額（別表四「43の①」）	1	△ 3,116,300 円	所得金額控除限度額 (1)×50又は100/100	2	△ 3,116,300 円

事業年度	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額（当該事業年度の(1)と(2)・当該事業年度前の(4)の金額欄のうち少ない金額） 4	翌期繰越額（(3)－(4)又は別表七(四)「15」） 5
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円	円
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計				
当期分	欠損金（別表四「52の①」）	3,116,300	欠損金の繰戻し額	
	内訳 青色欠損金	3,116,300		3,116,300
	内訳 災害損失欠損金額			
合計				3,116,300

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算

災害の種類		0	災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	0
災害を受けた資産の別		棚卸資産 ①	固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含む） ②	計 ①＋② ③
当期の欠損金額（別表四「52の①」）	6			円
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額 7	円	円	
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額 8			
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額 9			
	計 (7)+(8)+(9) 10			
保険金又は損害賠償金等の額	11			
差引災害により生じた損失の額 (10)−(11)	12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（(6の③)と((13の③)−(14の③))のうち少ない金額）	15			
繰越控除の対象となる損失の額（(6の③)と((13の③)−(14の③))のうち少ない金額）	16			

別表 5(2)　欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

当期の損失金額 3,116,300 円を翌期に繰り越します。

≪ご注意≫
この計算例では入力手順を簡略化するために、法人税・法人地方税と事業税・特別法人事業税、法人都道府県民税および法人市町村民税の中間納付税額を「法人税、住民税及び事業税」または租税公課として損金経理しています。

中間納付税額を「仮払法人税等」で仮払経理している場合は、入力手順が違いますので注意してください。

納付税額計算表（確定申告）
事業年度の月数　12

事業年度	R8.04.01 R9.03.31	法人名	サンプルデータ株式会社 3月決算

		申告税額	中間納付税額	納付税額	中間納付見込額
法人税	法人税額		975,100	△ 975,100	
	所得税額等の還付金額				
	法人税額		975,100	△ 975,100	
地方法人税額			42,400	△ 42,400	
防衛特別法人税額					
小計			1,017,500	△ 1,017,500	
法人事業税・都道府県民税	事業税額		274,400	△ 274,400	
	特別法人事業税額		118,500	△ 118,500	
	都道府県民税・法人税割額		20,800	△ 20,800	
	都道府県民税・均等割額	20,000	10,000	10,000	
	小計	20,000	423,700	△ 403,700	
法人市町村民税	市町村民税・法人税割額		73,500	△ 73,500	
	市町村民税・均等割額	50,000	25,000	25,000	
	小計	50,000	98,500	△ 48,500	
納付税額		70,000	1,539,700	△ 1,469,700	
消費税額					
納付税額合計		70,000	1,539,700	△ 1,469,700	

■　納付税額計算表から未収還付法人税等を確認します。

○　納付税額計算表

納付状況計算書から納付税額計算表より「未収還付法人税」1,017,500 円、「未収還付都道府県民税」10,800 円、「未収還付市町村民税」48,500 円を確認します。

「未収還付法人税」1,017,500 円、「未収還付都道府県民税」10,800 円、「未収還付市町村民税」48,500 円を入金した次の事業年度の益金（雑収入など）とした場合は、別表 4 の 18 欄「法人税等の中間納付額及び過誤納額に係る還付金額」に 1,076,800 円を入力して翌期の所得金額から減算します。
同時に別表 5(1)の「未収還付法人税」1,017,500 円、「未収還付都道府県民税」10,800 円、「未収還付市町村民税」48,500 円を減算で入力して繰越金額を 0 円にします。

なお未収還付事業税△274,400 円と未収還付特別法人事業税△118,500 円の還付金は入金した次の事業年度に益金（雑収入など）になります。

■　別表 7(1)の青色欠損金額について繰越控除のデータ入力のご注意

　青色申告を提出した事業年度の欠損金額は、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度は 10 年まで繰越控除することができますが、平成 30 年 4 月 1 日前に開始した事業年度の繰越期間は 9 年になっています。
別表 7(1)の 10 行分を最下行から 10 年分入力すると、最初の事業年度に繰越控除できない欠損金額が入力される可能性があるので最下行の入力はできない仕様に変更しています。

欠損金の繰越控除は下記の国税庁ホームページを参考にしてください。
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/aramashi2023/pdf/02-11.pdf

☆　3 月決算法人の入力例

令和 9 年 3 月決算(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日)に控除できる青色欠損金額は、平成 30 年 3 月決算(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日)以降に生じた青色欠損金額となります。
また翌期へ繰り越すことができるのは平成 31 年 3 月決算(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日)以降に生じた青色欠損金額です。

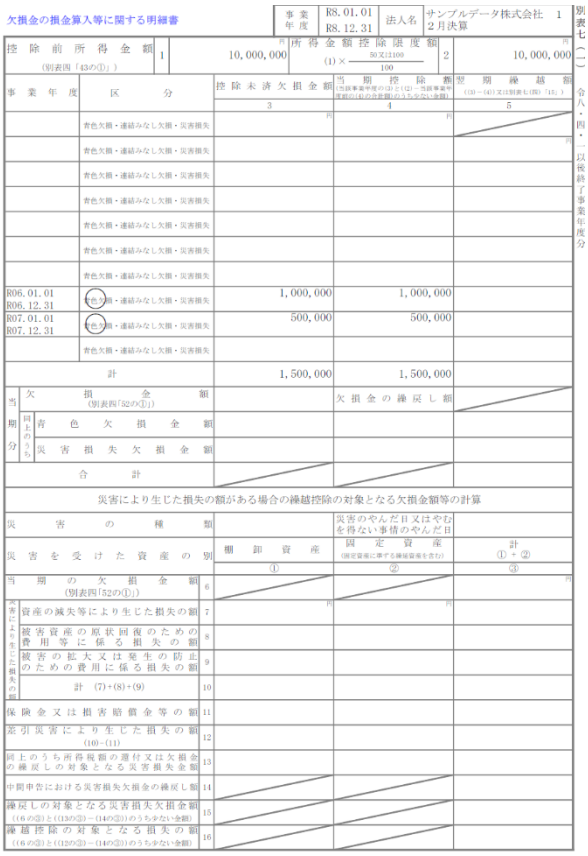

このため最初の事業年度に 10 年間まで繰越控除できる平成 31 年 3 月 31 日決算(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日)が表示されるまでは 9 行目までしかデータ入力できない仕様になっています。

10 年間まで繰越控除できる場合の最下行は令和 9 年 3 月 31 日決算になり、申告する事業年度は令和 10 年 3 月 31 日になります。
（令和 9 年 4 月 1 日後に終了する事業年度より）

なおどうしても、別表 7(1)で 10 年間の繰越控除する最下行を使用する場合は、シートの保護コードを解除して直接入力することができます。
この場合はメールでシートの保護コードを請求してください。
直前の欠損金を最下行に入力して 10 年分入力することはできますが、ユーザー様がどこかの任意の行を空白にすることになります。